

京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）策定業務 受託候補者選定実施要領

制定 令和2年9月4日

（目的）

第1条 この実施要領は、古都保存、緑地保全等の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により、京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）策定業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

（受託候補者選定委員会）

第2条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）都市計画局都市景観部長
- （2）都市計画局都市景観部土木担当部長
- （3）都市計画局都市景観部風致保全課長
- （4）都市計画局都市景観部開発指導課長
- （5）産業観光局農林振興室林業振興課森林環境整備担当課長

2 受託候補者選定委員会の委員長は、都市計画局都市景観部長とする。

3 受託候補者選定委員会の庶務は、都市計画局都市景観部風致保全課において行う。

（受託候補者の選定等）

第3条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、別表に記載した事項を評価する。
- （2）前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が行う。
- （3）受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- （4）受託希望者が1者の場合は、委員会は受託希望者が本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- （5）受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価について、得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附則

1 この実施要領は、決定の日から施行する。

2 この実施要領は、令和3年3月31日をもって廃止する。

(別 表)

		受託希望者			
評価項目		評価基準	配点	評価	評価点
業務実績	同種・類似業務の実績 (管理技術者)	同種の業務 1 件当たり 3 点を加 類似の業務 1 件当たり 2 点を加 実績なし 0 点	6 (上限)		
	同種・類似業務の実績 (主任技術者)	同種の業務 1 件当たり 3 点を加 類似の業務 1 件当たり 2 点を加 実績なし 0 点	6 (上限)		
実施体制	本店等の所在地	A : 本店所在地が京都市内 (6) B : 支店所在地が京都市内 (3) C : 本店所在地が京都市外 (0)	6		
	担当技術者の人数 業務遂行に十分な技術者が 確保されているか (管理技術者は除く)	A : 4 人以上 (6) B : 1 人以上 4 人未満 (3) C : 1 人未満 (0)	6		
提案の 的確性	市街地境界部の森林におけ る災害発生メカニズム分 析及び判定指標の検討方法 について、裏付け、説得力は あるか。 (根拠の妥当性)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
	森林の公益的価値を極力損 なわず、立地特性に応じた対 策手法となっているか。 (実施の具体性)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
	実施の際に、対策手法が容易 に選定できるようようなま とめ方となっているか。 (運用の実効性)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点 を行う	A : 9,200 千円未満 (92%未満) (4) B : 9,200 千円以上 9,400 千円未満 (92%以上 94%未満) (3) C : 9,400 千円以上 9,600 千円未満 (94%以上 96%未満) (2) D : 9,600 千円以上 9,800 千円未満 (96%以上 98%未満) (1) E : 9,800 千円以上 (98%以上) (0)	4		
合 計			100		